

平成29年第1回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 平成29年3月14日
召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員長	分部 和弘
委員	浦川 圭一	委員	饗庭 敦子
委員	西岡 克之	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永 正彦

説明のため出席した者

（健康保険課）

課長	志田 純子	課長補佐	中村 宰子
課長補佐	藤崎 隆行	係長	松田 祐貴

本日の委員会に付した案件

議案第 14号 平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議案第 15号 平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第 19号 平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算
議案第 20号 平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算

開会 9時25分

閉会 11時26分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会いたします。

平成29年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第14号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

皆さんおはようございます。今日はよろしく願いいたします。

それでは早速、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ1億7,910万6,000円を減額しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,944万2,000円とするものでございます。

それでは、詳細につきまして補正予算に関する説明書により説明いたします。

まず歳入ですが、6ページ、7ページをお開きください。3款国庫支出金1項国庫負担金2目高額医療費共同事業負担金は高額医療費共同事業拠出金額の確定により4分の1補助となる国庫負担金の額も確定いたしましたので、16万3,000円を減額計上いたしております。なお、6款県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金でも同額を計上いたしております。3款国庫支出金2項国庫補助金3目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は平成30年度からの国保都道府県化に伴うシステムの改修に対する補助金ですが、補助金額が確定いたしましたので90万5,000円の増額計上をいたしております。4款1項1目療養給付費交付金につきましては退職被保険者に係る医療費及び後期高齢者支援金に係る費用が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、交付額が決定しておりますので2,722万9,000円の増額補正をいたしております。7款1項共同事業交付金は平成27年12月から平成28年11月診療分に係る一般被保険者の医療費について各保険者が負担した拠出金から交付されるもので、1目高額医療費共同事業交付金はレセプト1件につき80万円以上の医療費、2目保険財政共同安定化事業交付金は80万円未満の医療費に対して交付されるものです。平成28年度の交付額が確定いたしましたのでそれぞれ4,641万2,000円、7,808万7,000円を減額計上いたしております。11款諸収入3項雑入6目歳入欠かん補填収入については保険給付費の支出見込みにより減額計上いたしております。

次に歳出につきまして説明いたします。10、11ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては支出見込みにより不足する額70万円を増額計上いたしております。2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者等療養給付費につきましては支出見込みによりそれぞれ1億

2,400万1,000円、1,005万6,000円を減額計上いたしております。3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者等療養費は財源組替によるものです。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費は財源組替によるものです。7款1項共同事業拠出金につきましては平成28年度の額が確定いたしましたので、1目高額医療費共同事業拠出金及び2目保険財政共同安定化事業拠出金について、それぞれ65万2,000円、4,509万7,000円を減額計上しております。

以上が健康保険課分になります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま提案理由の説明をいただきました。

これから質疑を行います。

質疑については、歳入歳出全般に渡って行いたいと思います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

質問します。6、7ページの7款の共同事業交付金の中の1節の高額医療共同事業交付金レセプト1件80万以上と聞いて、次のが80万未満とか聞いたとですけど、こういう金額出てるということは、件数か何かも出てくるのかどうか。お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

件数につきましては7款1項1目高額療養費の分が463件、2目の方が17万5,165件になっております。

○委員長（河野龍二委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので委員長交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

まず、3款2項の6ページ、7ページ、国民健康保険の30年度からの県単位の事業ということで、これについては既にシステムが整ったということで、その金額が確定したということの補正額の金額になっているということで、そうすると、もう30年度からの移行というのも既に確定という形で、今までは27年とか29年とかという、この間ずっと流れてきたんですけども、もう30年度からいよいよ準備が入っているという形で確認させてよろしいですか。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

30年度から確定ということで、それに向けて準備をしてるという段階です。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

本会議でも一定、一般質問があったかというふうに思うんですけども、もう後1年の中でどういう準備がまずされて行かれるのか、そこら辺の経緯を話していただければというふうに思います。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

準備としましては28年度から始まっているんですけども、29年度からはいよいよ本当に保険料が幾らになるのかということと、後は事務作業とかそういう連携の部分、そういうのをどこまで県が持って、どこから市町村が持ってというふうに具体的に決めて行くということです。それと、後は今、町で国保というのも完結してはいますが、その中で国保運営協議会とかありますので、そういう部分が県でもまた新たに県の運営協議会とかが立ち上がって、いろいろ決めて行きますので、そういう所の部分とか細かい所まで、今から詰めていくことになるかと思っております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると本当に全てが決まるというのが、いつの時期ぐらいになるのか。その辺を教えていただきたいというふうに思います。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

全てが決まるのは県の議会を通した後ということになってきますので、町に流れてくるのはもう2月ぐらいにその料金の件についてとか出てくると思われます。ですから、それを受けて町の方は3月議会もしくは、遅かったら6月議会というふうになるんじゃないかと考えております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

その辺は了解しました。あと11款諸収入の歳入欠かん補填収入ですが減額で上げております。今回、28年度の補正で途中でここ繰入れましたかね。でも、もう今年度末

ではなかなか難しいというふうな判断なのか。そういう状況なんでしょうね、この数字がそのままくると。そういう形で見て良いのかお願いします。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

繰り入れをしまして、多分7,000万ぐらいまで埋めていってるかと思います。今年度、税の改定もさせていただきましたので少しアップになっております。それと後、医療費の方がかなり、2億近く減少するというふうに見込んでおります。そういうのを考えまして、全て0円ということで計上をさせてもらってます。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件を裁決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、引き続き委員会で審査を行います。

本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第19号、平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは、議案第19号について説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして説明いたします。本会議における町長の提案理由と重複する部分もありますが、再度説明させていただきます。

平成29年度は5,210世帯、昨年度より155世帯減、被保険者数につきまして

は8,763人、昨年度より592人減と見込んだ予算編成を行っております。

予算書の1ページをお開きください。予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,043万5,000円としております。この予算額は前年度より1億4,460万2,000円2.9%の減となっております。

それでは、長与町国民健康保険特別会計予算に関する説明書により説明いたします。

まず歳入でございますが、説明書の6ページ、7ページをお開きください。1款1項国民健康保険税は9億1,914万9,000円、前年度比6,417万8,000円7.5%増となっております。これは平成28年12月議会において可決していただきました新しい税率で平成29年1月1日現在の課税の状況を基に算出し、現年度分の予定収納率を一般被保険者分95.4%、退職者被保険者分97.9%と見込んだ額で計上いたしております。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は8億9,981万3,000円、前年度比8,249万5,000円10.1%の増を計上いたしております。1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税は1,933万6,000円、前年度比1,831万7,000円、48.6%減を計上しております。

8、9ページにも渡りますが、3款国庫支出金1項国庫負担金7億1,634万9,000円、前年度比3,209万3,000円4.3%減となっております。その内容としましては、1目療養給付費等負担金につきましては28年度の実績を考慮し、一般被保険者医療費の減に伴う減額を見込んでおります。2目高額医療費共同事業負担金は拠出金に対する4分の1の補助率また3目特定健康診査等負担金は3分の1の補助率でございます。なお、2目と3目については6款県負担金にも同額で計上しております。2項国庫補助金1目財政調整交付金3億3,030万6,000円は前年度比4,874万3,000円12.9%の減額となっております。主な要因といたしまして、原爆被爆者にかかる交付金の減額があります。3目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金216万円は30年度から始まる新たな国民健康保険制度に向けてシステム改修費用に対する補助金です。4款1項1目療養給付費交付金は退職被保険者の医療費及び後期高齢者支援金などに対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金ですが、平成27年度から退職被保険者の新規適用が無くなったことにより退職被保険者が減少していますので、前年度比564万7,000円11.6%減の4,299万6,000円を計上しております。5款1項1目前期高齢者交付金は65歳から74歳の前期高齢者の構成割合に応じて、その割合が高い保険者に交付されるものですが、27年度精算額を含め前年度比5,212万4.0%減の12億4,199万2,000円を計上しております。6款県支出金1項県負担金4,088万3,000円は1目高額医療費共同事業負担金と2目特定健康診査等負担金で同額を国庫負担金にも計上しておりますが、前年度比1,390万6,000円51.5%の増となっております。

10ページ、11ページをお開きください。2項県補助金2億1,579万1,000円は前年度比5,811万5,000円21.2%の減で計上しております。7款共同事

業交付金10億9,686万7,000円は1目高額医療費共同事業交付金1億1,138万5,000円と2目保険財政共同安定化事業交付金9億8,548万2,000円を計上いたしておりますが、前年度比2,766万5,000円2.5%の減でございます。これは国保連合会が出しております29年度の全体交付見込額より算出をいたしております。9款繰入金1項他会計繰入金は一般会計繰入金で2億4,217万9,000円で、前年度比1,949万5,000円8.8%の増となっております。これは税率改定による保険税の平均額の増加や軽減額の増加により保険基盤安定負担金が増額となったことが主な要因です。10款繰越金1項2目その他繰越金は前年度決算による繰越金ですが、28年度収支決算見込の状況により1,999万9,000円の減を見込んでおります。

12、13ページをお開きください。11款諸収入については前年度とほぼ同額を計上しております。

次に、歳出を説明いたします。16、17ページをお開きください。1款1項総務管理費1,897万8,000円は前年度比745万6,000円の増額となっております。主な要因といたしまして、30年度から始まる新たな国民健康保険制度に向けたシステム改修委託料とパソコン及び関連機器購入費となっております。18、19ページに渡りますが、2項徴税費は1,480万7,000円、前年度比86万2,000円の減となっております。主な要因といたしまして徴収嘱託員が5人から4人に減員されるものです。これは28年度から実施しております。3項運営協議会費につきましては前年度と同額を計上しております。4項趣旨普及費12万7,000円は後発医療品普及用品で見積もり内容に合わせた減額です。2款保険給付費1項療養諸費25億1,038万円は前年度比2億3,471万円8.6%の減で、平成26、27年度及び28年11月までの実績により算出しております。2項高額療養費3億3,123万円は前年度比1,272万円4.0%の増となっておりますが、療養給付費と同様の方法で算出しております。3項移送費、4項出産育児諸費、次のページの5項葬祭費諸費は前年度と同額を計上しております。3款後期高齢者支援金4億9,036万4,000円は前年度比67万7,000円の増となっております。4款前期高齢者納付金174万2,000円は1人当たりの概算負担額が増額となったことから前年度比148万1,000円の増で計上しております。5款老人保健拠出金1万1,000円は事務費を計上し、前年度比5,000円の減額となっております。

24、25ページをお開きください。6款介護納付金1億8,733万5,000円は前年度比653万円3.4%の減でございます。これは40歳から64歳の介護保険第2号被保険者が介護給付費と地域支援事業費の28%を負担するものですが、1人当たりの納付金が6万7,200円で前年度より2,900円の増となっております。7款共同事業拠出金11億6,839万3,000円は1目高額医療費共同事業医療費拠出金1億3,104万3,000円及び2目保険財政共同安定化事業拠出金10億3,735万円を計上いたしており、前年度比7,967万6,000円7.3%の増でございます。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費3,996万9,000円は前年度比739万2,000円22.7%の増となっております。主な要因といたしまして、7節賃金は特定健診事務補助及び健康づくりポイント制に伴う事務補助を行うためのパート賃金になります。13節委託料は第2期長与町特定健康診査等実施計画に基づき平成29年度特定健診受診率、保健指導実施率ともに60%を見込み計上しております。

26、27ページをお開きください。2項保健事業費1,541万4,000円は前年度比169万9,000円9.9%の減額でございます。主な要因といたしまして、2目疾病予防費1節報償費で訪問看護師を雇い上げておりましたが、業務内容が70歳到達者への家庭訪問等が主な内容でしたので29年度から介護保険課で計上しております。8節報償費で機能訓練事業ステップ&ほっとを行っていましたが、29年度から県健康増進事業の補助金対象外となりましたので中止することにいたしました。そのため、機能訓練事業に係る報償費や消耗品費等が減額となっております。

28、29ページに渡りますが、9款1項基金積立金1目財政調整基金積立金ですが、29年度は積み立てる見込みはありませんので計上しておりません。10款公債費は前年度と同額を計上しております。11款諸支出金は28年度に交付された療養給付費の返還が見込まれますので3,242万1,000円、前年度比2,999万9,000円の増額を計上しております。

30、31ページをお開きください。12款予備費は2,000万円減額し1,500万円を計上いたしております。

32、33ページをお開きください。給与費明細書につきましてはまず報酬ですが、徴収員嘱託員4名分の報酬が576万円、収納推進専門員1名分が288万円、長与町国民健康保険運営協議会委員6名分の報酬が12万6,000円、重症化予防指導員報酬1名分の報酬が216万円の合わせて12名、1,092万8,000円です。前年度と比較して2名、261万2,000円の減となっております。これは、徴収嘱託員が1名減、訪問看護師が1名減によるものです。共済費81万8,000円は収納推進専門員と重症化予防指導員の社会保険料を計上しております。

続きまして、長与町国民健康保険特別会計にかかる主な施策に関する説明書について説明いたします。1ページ及び2ページは歳入歳出予算の状況として、構成比及び前年との増減比を記載しております。

4、5ページをお開きください。2款1項療養諸費ですが、療養給付費算定のための被保険者数を一般8,610名、退職153名と見込んでおります。2項高額療養費につきましては一般4,700件、退職60件と見込んで算定し計上しております。8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費ですが、40歳から74歳までを対象とし健康診査受診者を3,900人、保健指導受診者を286人と予定して計上しております。2項保健事業2目疾病予防費ですが、被保険者の健康維持増進、疾病予防、疾病の早期発見を行う事業として、記載の事業を実施して参ります。事業実施につきましては国保

担当者ばかりでなく健康増進係や介護保険課、福祉課及びこども政策課、関係団体の協力を得ながら実施して参ります。

次の6ページは特別職、非常勤職員の一覧を、7ページには補助金・負担金一覧を、次の8ページには基金の状況を記載しております。以上で説明を終わります。

最後になんですけれども、28年度から繰上充用をさせていただいております。先程28年度の補正予算のところ、何とかとんとんということでお話をしましたけれども、今の現在の状況が、国保税の収入は税率改定などにより約5,000万の増加ということで説明をさせていただきました。あと、保険給付費が被保険者数の減少や1人当たり医療費が下がっていることによって2億円余り医療費の方は減少を見込んでおります。しかし、医療費が2億減少したんですけれども、それに伴って国とか県からの補助金とか負担金も大きく減少していくことが予想されます。それを考えますと、また、もしかしたら繰上充用という可能性がゼロとは言えない状況というのがありますので、一応、ここでそのご報告だけさせてもらっておきたいと考えております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願ひします。

○委員長（河野龍二委員）

提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。

説明書の中の歳入の6ページ、7ページ、8、9ページぐらいまで行きましようかね。質疑はありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

9ページのところで、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金ということで補正でも出てたかと思うんですけれども、このシステム改修費の中でこの補助金が何%ぐらい出るのか、全体で。ずっと出て、ここで最後なのか今後出るのかも合わせて、全体の何%が補助金になるのか、教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

補助金につきましては国県合わせて100%補助ということになっております。今後につきましては、まだ補助率というのは未定という状況になっております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

国県100%ということは長与町の持ち出しは無いというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

現在のところ持ち出しはありません。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

説明書の6、7ページのところで1番初め、国民保険の所帯数とか人数を言わしたけれども、5,210所帯で前年比でマイナス155所帯かな。それで8,763人のマイナス592名と聞いたんですけども、これ、人口が少しは増えてるような感じ、あるいは横ばいというか、そういう中でこういうのがマイナスというのはどういうことが現象として出てるのですか。そこのところお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

マイナスの要因としましては高齢化に伴って後期高齢に移る方もやっぱり増えております。それと今年の10月から年金の制度が少し変わりました、かなり厚生年金の方に移って行かれていますので、それに伴って保険の方も社保とか協会健保ですね、そういうのに移って行かれています方が多いと思われま。

○委員長（河野龍二委員）

それではページ数を先に進めまして、戻っても構いません。

10ページ、11ページ、12ページ、13ページまで質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

補正では歳入欠かんのあれがマイナスになって、新年度は計上されなくて、まだ疑問点の言葉が出とつとですけども、そういう状況としては不安定な状況でずっと見ているんですかね。行政側、専門的に見て、再度そこのところお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

吉岡議員がおっしゃるとおり、やっぱり不安定な状況が続いているのは事実です。今まで何かありましたら基金とかで埋めてたんですけども基金もありませんし、ほとんど繰越とかそういうのもない状況になっております。今年度は2億円ということで、かなり医療費の方減額できたんですけども、これが来年また2億円減額できるかという保証もありませんし、もしかしたらもっとぐっと医療費がいくかもしれないということがありますので、そういうのを考えるとかなり不安定な状況かと思われま。

○委員長（河野龍二委員）

他にありませんか。

それでは、歳出の方の質疑も進めたいと思います。歳出、16、17、18、19、21ページまでいきましょうか。

質疑を行いたいと思います。

質疑ありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

16、17ページの下の方の徴収嘱託員が5人か4人、28年度からと聞いたけど、スムーズにいったらというか、あるいは払い方がきれいできれいってか、どういう状況で5人から4人になったんですか。その経過というのが、改めて聞きますけども、お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

徴収嘱託員の方については、以前5人の体制で行っておったんですけども、1人がご自身のご都合で辞められた後は4名で今やっておるんですけども、5名で行っていた区分けを4名で再編しても、4名の徴収員の方については業務としては続けていくことができるだろうということで4名に再編しまして、現在やっておるんですけども、今の体制で特に支障等は出ておりませんので、今後も4名体制で行っていくことを考えております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

私もそこも聞いたかったんですが支障がないということなので。17ページのところで、委託料のところでお聞きしたいと思います、レセプト点検委託料ということで毎年1件当たりの金額を聞かせていただいて、今回も前年と一緒に計画をされてるのか、交渉して下げる予定があるのかが1点と、電算システム変更委託料というのが先程の事前の分と関連してるのか、これはまた別の変更になるのか、あともう一つ、最後の健康管理システム保守委託料、これは保守なので今まで通りなのかと思うんですけど、その辺りを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず1つ目のレセプト電算処理システムの件です。一件あたり68銭ということで、これも28年度と額は同額になります。ここにつきましては、交渉の余地というのはもうほとんど無いような状況で県下統一の値段となっております。

もう一つがレセプト点検ですね。これの委託料の方も75銭ということで変わっておりません。保険者レセプト管理システム手数料、これも6円48銭ということで前年度同様額になります。

それともう一つが健康管理システムです。これも昨年と同額になっております。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

歳出の1款1項1目の13委託料の電算システム変更委託料については、30年度からの都道府県化の準備として自庁システムの改修を行うために、今回、計上している予算でございます。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

今のは改修の分の委託料ということで理解しました。この委託先を決める時の決め方というのを教えていただきたいのと、もう一つ先程言われたレセプト点検の県下統一で余地が無いということだったんですけれども、業者はもう一つしか無いのか、その県下統一されている理由を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

委託先が国保連になっております。そのために統一という形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

もう一つのシステムの件につきましては町の基幹の方がNECになっておりますので、そこの連携というのが非常に大事になってきますので、NECにそのまま契約という形になっております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

そのままとなると競争とかいうのが無いのかなと思うんですけど、いろんな形ですつと継続しているものが結構多いかなと思うんですが、見直す機会というのはあるんでし

ようか。委託先の見直す機会です。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

現在のところ、見直すという予定はありません。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今の質問の関連で電算システム変更委託料、NECでやるということで、先程これは歳入の3款3項で出てきた国民健康保険関係準備云々というこのシステム改修、全額、町の持ち出しは無いといていた分と関連性はあるんですか。この分は。まず先にそれをお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それは関連性があります。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

予算的にちょっと合わないというか、216万か、こっちは529万2,000円ということで半額ぐらいなんです。残りの半額はどこから来てるのかなと思うんですけど、教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

この委託料の財源ですけれども、先程国と県の補助金交付金等で賄われるということでお話ししましたがけれども、歳入予算の国庫支出金の8ページにあります3款2項3目の準備事業補助金と10ページの6款2項2目の都道府県化準備等補助金、県の補助金等の額というのが上限額が決まっております、その上限額でも足りない場合は6款2項1目の県の財政調整交付金によって補助が出るということになっておりますので、不足分についてはこの財政調整交付金で県からもらえるという予定になっております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

去年も聞いたと思うけど、高額医療費点検の委託先、変わってないですか。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

委託先は変更しておりません。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

17ページの委託料関連で今回電算システムの変更委託料が入ってきたということで500万程度入ってきておりますけども、この金額がずっと継続していくものか、その変更であった分、最初の方でちょっと高いものか、継続的に500万になるものか、そこら辺、教えていただきたい。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

委託料については今回の移行に伴う費用のみということでございまして、その後の補修等については基幹システムそのものの補修の金額に含まれておりますので、新たな費用は発生しないと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

都道府県化になった場合、このシステム自体委託関係も含めて、どの程度増えていくのか現状のままなのか、そこら辺分かる範囲で回答お願いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

システムにつきましては県と町のやりとりとか、特に転入転出とかそういう部分とかのやりとりが増えてきますので、それができるようにシステムを改修していくというのが1番になってくると思っております。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

19ページのコンビニ収納手数料のところ、現在のコンビニ収納の件数とこの予算を立てた件数、見込んだ件数を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

コンビニ収納の件数につきましては28年度現在ですけれども、大体8,620件に

なっております。現在のところですね。当初予算上は1万1,500件ということで見込んでおります。

○委員長（河野龍二委員）

それではページ数を進めまして、戻っても構いません。

22ページ、23ページ、24、25ページまでいきましょう。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

毎年聞くか分かりませんが高額医療ですね。どれぐらいの最高額が、最近発生しておるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

今から私が申しますのは平成28年度4月から12月のレセプトの80万円以上というところで調べてきてる件数なんですけども、一番1人当たりの費用として多いのは循環器系の疾患ということになっております。件数自体が多いのはやっぱり癌とかが多いです。最高はですね1件当たり費用額が359万7,108円という、その他の循環器系の疾患というふうに分類をされてます。このその他の疾患というのが、どういった具体的な疾患かというのは1枚1枚レセプトをめくらないと分からないので、そこは具体的に言えない状況です。

○委員長（河野龍二委員）

おおよそ1時間経ちましたんで、ここでしばらく休憩したいと思います。

10時40分まで休憩いたします。

（休憩 10時26分～10時38分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

只今、25ページまでの審査になっております。その先も進めたいと思います。

26、27、28、29、30、31ページ最後までです。

説明書もついておりますので、主要な施策に関する説明書もありますんで、質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

27ページのところで、何か機能訓練の分が介護に移動した分と、ステップ&ほっととおっしゃったか記載してないんですけど、その機能訓練自体をやめたという意味なのか、その辺を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

機能訓練事業自体を中止したということです。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

その理由というのを教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

1番の大きな理由は県の健康増進事業補助金から外れたというのがあります。これは国の政策としてそういうことになって、国全体から見たら機能訓練事業をしている市町村というのは10%を切ってるような状態ということでそういうのを勘案して外れたと。実際、今までうちに通ってきてくださってる方は他の、例えば精神の事業であったりとか、もう年齢が65歳以上になって介護の方に移ったりとかしていただいて対応したということで他の事業で十分賄えるというのもあったということです。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

26、27ページの1番上の方の健康家庭に関する記念品があるわけですが、これはどういう方々が。一つの基準があると思うんですけども、どれぐらいの対象人数というか家庭というか、その中身をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

健康家庭に関する記念品ですけれども、健康優良家庭表彰というものがあるんですけども、一定期間、病院等に未受診で病院に全くかかってない方に対して表彰するというものになっておるんですけども、対象者が70歳未満の単身世帯については3年間、70歳以上の単身世帯または被保険者が2人以上の世帯については2年間以上、病院等で受診が無かった場合が対象になるというものになっております。これに該当した方については長与町の共通商品券をお渡しするというものになっております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今の説明聞くと、70歳未満もおろし70歳以上の、だから、あくまで家庭が対象で

すよね。例えば、中に2人おって、1人が受診すればだめとか言うと思いますけども、それからすると70歳以上、未滿おるから、町民の全所帯の方が対象になるような気がするんですけど。1回、他の人から聞いたんですけど、自分ところは、ずっと受診もしとらんとに、最近そういうのが無いと聞いたんですけども。でも、該当するんですね。該当しない何かがあるのか。そこがあれば、再度お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

要綱自体は改正等はありませんので、以前から該当になる方の範囲というのは変わっておりませんので、ひょっとしたら同じ家庭の方が受けられているか、後は税の完納があるというのも条件になっておりますので、滞納がある方についてはこの表彰を受けられないというふうになっております。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

これは自分から申請するのか、あるいは行政側の方で分かっているから、あなたの家庭は表彰対象ですよというシステムになっとなるのか、どちらのやり方になるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

対象になってる方については全て役場の方で調査をして、こちらの方からご案内をするということになっております。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

一つは、歳入の件になるんですけども、税の徴収のところで、それぞれ、今年度の予算の当初見積もりで2割、5割、7割軽減を受ける世帯数が分かれば教えていただきたいというふうに思います。続けて幾つかあるんで、あと歳入の件では先ほど議論になった30年度以降についての事業補助金ですね、丸々持ち出しはありませんというふうな形で国庫支出金と県支出金がある中で、それ以外の部分は財政調整交付金の中から出るというふうな形で言われましたけども、実際その財政調整交付金の中にその金額がきちっと交付されてるものなのか、それとも財政調整交付金の中に入ってますよというふうな形で通達がされてるのか、その2点をお伺いしたいというふうに思います。

○委員（分部和弘委員）

しばらく休憩します。

（休憩）

○委員（分部和弘委員）

休憩を解いて、会議を再開いたします。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

2割、5割、7割の対象の方の人数につきましては、具体的にはっきりした数字をこちらに持ってきておりませんので、後で報告をさせていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

システム改修にかかる委託料につきましてですけれども、不足分については県の財政調整交付金で措置をされるということで、この金額については不足する額をきっちり計上して県の補助対象になっておるということになってます。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

もう一つ歳入のところで伺いたかったのが普通調整交付金ですよ。被爆者の交付の減というふうな形で言われました。これが、金額的にどれくらい減になってるのか。それと一定高齢なんで想像はつくんですけども、理由があれば教えていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

原爆被爆者に係る交付金については8ページ、歳入の3款2項1目財政調整交付金の説明のところの特別調整交付金に当たるものでございますけれども、ほとんどの金額が原爆被爆者に係る医療が多大であるという理由で交付されているものですが、これの実績額が平成27年度の交付額が約1億5,000万円程度、原爆被爆者によって交付されてたんですけども、これが、今、平成28年度の、まだ決定は出ておりませんが、見込み額としては約1億円ということで5,000万円減ったということになります。理由は被爆者の方が高齢化によって75歳を超えた方が増えてますので、後期高齢者医療の方に移行をしております、全て70歳以上ということですので、今後数年で被爆者の国保の方がいなくなるということになりますので、被爆者に係る交付金が今後も大きく減り続けるだろうという見込みで今回の予算を作っております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

最後に質問したいと思います。途中でも委員の方から29年度ももしかすると次年度から繰上充用が必要になるかもしれないという形で懸念の質問されましたけども、その中で町長の施政方針でも、ここを事業の中で健康維持等々、医療費抑制のための取り組みをやるという形で施政方針をされてました。それで、特定健診等は60%を目標にするという形で言われましたんで、これの具体的な取組方法と言いますか、目標を目指す取組方法などが説明できれば、説明していただきたいというふうに思います。

○委員（分部和弘委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず今年度の受診率の見込みを45%はいくというふうに見込んでおります。この60%というのは計画に受診率を載せてるんですけども、あくまでもここを目指して活動していくこととなります。具体的活動内容としましてはホームページとか広報等に載せるのは当然ですし、後は特定健診の受診券を送る際に個別で対象者の方には勧奨を促す文書を入れております。その他、保健師等が各地区とか家庭訪問とかそういうのもしておりますので、その際に必ず受診勧奨を行うということで、個別に勧奨できる機会はもう必ず活かしております。それと今、確定申告等があつてるんですけども、必ず朝と昼に保健師が行きまして、受診の確認と受診をされてない方には受診勧奨を行つてるという状況で、この辺りが去年とちょっとプラスをして行つてるとなっております。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まずは、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号、平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算の件を裁決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、本会議におきまして本委員会に付託を受けました議案第15号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは、引き続きよろしくお願いたします。平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ638万8,000円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,052万4,000円とするものでございます。

それでは、詳細につきまして補正予算に関する説明書により説明いたします。

まず歳入ですが、6ページ、7ページをお開きください。1款1項後期高齢者医療保険料は調定見込額により1目特別徴収保険料を1,021万5,000円の増額計上、2目普通徴収保険料を459万2,000円の減額計上をいたしております。3款繰入金1項一般会計繰入金2目保険基盤安定繰入金につきましては金額が確定いたしましたので76万5,000円の増額計上いたしております。

次に、歳出につきまして説明いたします。10、11ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては保険料の調定見込額及び保険基盤安定繰入金の額の確定により638万8,000円を増額計上いたしております。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

只今、説明をいただきました。

これから質疑を行います。歳入歳出、全般に渡って質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

基本的な所と言いますか、普通徴収保険料の減額、この理由が何なのか、あと、これも基本的な所で、保険基盤安定繰入金というもの、そもそもどういう目的で繰入されるのでしたか、そこの2点お伺いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

普通徴収保険料の減額についてですけれども、当初予算上は全体の調定額を60%を特別徴収、普通徴収を40%と見込んで計上しておりますけれども、28年度が進んできました、大体、額が確定をしてきましたので特別徴収が恐らくこの額くらいになると、普通徴収も調定額がこれくらいになるということで調定額を決めまして、その結果補正額が普通徴収についてはマイナスの459万2,000円と特別徴収についてはプラスの1,021万5,000円というふうになっております。保険基盤安定繰入金につきましては軽減対象者がいまして、9割軽減から8.5割の軽減、5割、2割という軽減がかかっておるんですけれども、その分の補填ということで繰入をしている分になっております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると、普通徴収保険料の減額というのは当初予算の見込みから少なくなったということで解釈して良いのか、それとも、普通徴収保険料の納付が少し遅れているというのか、そういう事情があるものなのか。そこはそうじゃないと見込みから入ってくる額を確認してこういう形になったというところなのか、確認させていただきたいと思えます。

○委員（分部和弘委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

あくまで見込みで減ったということになっております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それで、歳出では納付金が計上されて、この保険基盤安定繰入金というのはもう制度が始まってだいぶ経つんですけども、そもそも、この保険基盤安定繰入金が入った中で納付をされる形になるわけですよね。これは極端に言えば、一度やっぱり、町の方で受け入れてそういうふうに出すというふうな形は妥当なのかどうなのか、ちょっと基本的な所で申し訳ないですけど。何を言いたいかというと、結果的に納付の金額の中に入るわけです。減額の部分で、それを受け入れてまた出すというのが、もうそのまま、例えば広域連合の方で精算して良いんじゃないかなというふうな感じを受けたもので、その辺でこういうシステムになってる理由があれば教えていただきたいと思えます。

○委員（分部和弘委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

制度上4分の3が県の補助になってるんですけども、一般会計で一度県から受け入れをして4分の1の分、町の負担分を足して後期高齢の方に繰入をするという制度上の仕組みになっておりますので、そういうことでございます。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を裁決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、本委員会に付託を受けました議案第20号、平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは議案第20号、平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計当初予算についてご説明いたします。後期高齢者医療特別会計の予算額は歳入歳出それぞれ4億6,484万8,000円となっております。前年度と比較して2,274万9,000円5.1%の増となっております。

それでは、説明書により説明させていただきます。まず、歳入予算でございます。6ページ、7ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料の合計で3億7,442万3,000円を計上、前年度比815万9,000円5.1%の増となっております。負担割合としては給付費の10%分となっております。給付費の公費負担分が50%、うち、国25%、残りの25%を県、町、調整交付金で3分の1ずつ、残りの50%を支払基金40%、保険料10%の割合となっております。保険料算出は均等割4万6,800円+所得割、

所得金額×8.8%、上限が57万円となっております。2款使用料及び手数料1項手数料は督促手数料でございます。3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金1,901万1,000円は広域連合共通経費負担分及び事務費等一般管理費を一般会計より繰入れるものでございます。2目保険基盤安定繰入金7,063万円は低所得者保険料軽減に係る公費負担分でございます。7割1,668人、5割373人、2割409人、被扶養者5割143名の内訳になっております。4款繰入金、5款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は存目計上でございます。

8、9ページをお開きください。5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金74万9,000円は過年度分の保険料還付金を計上しております。次の3項町預金利子4項雑入1目滞納処分費及び2目雑入は存目計上でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。12、13ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費でございます。1目一般管理費につきましては後期高齢者医療事務を行う事務経費でございます。パート1名の雇用、各種通知用封筒作成及び被保険者証、通知等の郵便料並びに後期高齢電算システム改修、電算機器借上料等でございます。2項徴収費は保険料徴収に係る徴収嘱託員報酬の他、納付書等の印刷及び発送郵便料並びに口座振替手数料、コンビニ収納手数料を計上しております。

14、15ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金4億5,777万6,000円でございます。広域連合納付金は広域連合事務負担金、保険基盤安定負担金、保険料でございます。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金74万9,000円でございます。これは広域連合より受け入れた過年度分の保険料還付金を被保険者へ還付するものでございます。次の2項繰出金は存目計上でございます。4款予備費は100万円を計上いたしております。

以上が平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算でございます。

なお、主要な施策に関する説明書を添付いたしておりますのでご参照ください。

ご審議の程、よろしく願いたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。

質疑についてはページ数がそう多くないので、歳入歳出合わせて質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

13ページの13の委託料の後期高齢システム改修委託料なんですけど、改修する内容はどんなところがあるのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

後期高齢システム改修委託料ですけれども、こちらに関しては具体的に決まっております。定期的に毎年、大体100万程度の改修が発生しておりますので、一応100万円ということで上げさせていただいております。28年度に関しては改修委託料は発生しておりません。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

ということであれば29年も発生するかどうか、現時点では分からないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

その通りでありまして、発生するかどうかはまだ未定でございます。

○委員長（河野龍二委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

じゃあもう1点、先程ここでもお聞きしましたが、コンビニの収納のところで現状と今度見込んだ件数を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

現状につきましても数字を持ち合わせておりませんので、後でご報告させていただきたいと思います。コンビニの収納手数料につきましても1,500件ということで予定をしております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

聞き漏らしたところ、すいません。7ページのところの保険基盤安定繰入金のところの低所得者分の7割、5割、2割と比と合計と教えてください。まず1点目。

○委員長（河野龍二委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

7割軽減が1,668名、5割が373名、2割が409名、被扶養者が143名、合計の2,593名でございます。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今、徴収の軽減措置が取られてますよね。国のことけどさ。答え切れる分だけで結構です。今後その軽減措置が順次廃止されていく方向なんですけど、もちろん広域連合の方で続けてくれというふうに国の方に出してますよね、厚労省の方に。今後の流れがどういうふうになっていくのかという所を分かってる範囲で結構です、教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

保険料の軽減措置については各団体からの特例措置を廃止しないでくれという要望等もありまして、今のところの国の方向性でございますけれども、まず保険料については、定額部分の均等割の部分と所得割という部分がありますけれども、それぞれについて、現在、保険料の軽減の特例措置が取られておりますので、本来の軽減割合以上に、特例措置として軽減されておるということでございます。平成20年度の制度開始以来、この特例措置が続けられておりますけれども、来年度についてはこの均等割の部分については今後も特例措置が継続されるということですので、これまでと同じく軽減されるということになります。所得割の部分については見直しがされまして一部、これまでは所得割部分が5割軽減という特例があったんですけれども、これが29年度は2割軽減、30年度から無くなるという方向性が出ております。それと、これが普通の被保険者の方ですけれども、元被扶養者と呼ばれる社保から後期高齢者医療に移行した方については通常の被保険者以上に手厚い軽減措置というのがあるんですけれども、この方々についても特例が段階的に少なくなっていくということで、29年度については一部特例が廃止されてるということになっております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

一定分かりました。この社保の方々の特例措置の廃止というか、まだ国の方では何年度に幾ら、何年度に幾らとかまだ出ていないということで理解して良いんですか。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

先程、複雑なので省略をしたんですけれども、今出ている情報では均等割の部分について今までが9割軽減ですけれども、29年度が7割軽減、30年度が5割軽減、31年度から無くなるということになっております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先程の委員の質問に関連してですが、そうすると先程説明いただきました7割、5割、2割の人数なんですけども、先ほど説明されたのは29年度の見込み数ですよ。では28年度からどう変わってるのかというのを教えていただきたいのと、あと、後期高齢者医療制度が始まった時も非常になかなか複雑で、多くのいろんな意見が出たというふうに思いますんで、今回また29年度から早速、保険料の中身が変わってくるという意味ではどのようにそういう状況をお伝えしてらっしゃるのか、その辺の周知の方法を教えてくださいたいというふうに思います。

○委員（分部和弘委員）

藤崎課長補佐。

○課長補佐（藤崎隆行君）

28年度の状況ですけれども、7割が1,664名、5割が371名、2割が407名、被扶養者が137名、合計の2,579名となっております。

○委員（分部和弘委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

保険料の軽減特例の見直しに係る周知についてですけれども、現在、後期高齢者医療広域連合の方で周知の現行案を作成しておりまして、4月にホームページにその内容を掲載する予定で、広報紙の方では5月かまたは6月にその内容について掲載をするということになっております。それから、保険料の徴収が始まるのが、後期高齢者医療が7月からになっておるんですけれども、保険料の決定の通知の時に全員に通知とともに今回の軽減内容の見直しについて、通知の書類を一緒に入れてお知らせをするということになっております。

○委員（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

保険料は7月から発生するんですね。ですから4月からのそういう案内でも十分間に合うということなのか、そこを確認させていただきたいのと、あと、先程の委員の質問の中で、今まで5割だったのが2割になりますよというふうな部分でした。保険料の軽減策がです。先程の数値はあまり変わってないですよ。つまり、5割軽減というのは373人の方今いらっしゃいますけども、ここが2割軽減になってしまう、そういうふうに捉えて良いんでしょうか。お願いしたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

保険料については納付の第1期、始まりますのが7月からということで、4月から6月の期間にかけて周知を行っていくということになっております。それから、軽減対象者についてですけれども、先程おっしゃった通り、軽減の割合が変更になるということでございますので、それほど対象者の数としては大きく変わっていないのかなと思えます。以上です。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件を裁決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の委員会は終了いたします。これで散会いたします。お疲れ様でした。

（散会 11時26分）